

●3月24日2009年2月議会が閉会しました。団長報告「2月議会を終えて」、閉会本会議で日本共産党議員が行った意見書案討論、議案討論、意見書案、意見書案一覧・請願一覧を紹介します。

もくじ

2月議会を終えて・・・	1
上原ゆみ子意見書・決議案討論・・・	4
梅木 紀秀 議案討論・・・	8
意見書案・・・	11
意見書案一覧・請願一覧・・・	20

2009年2月定例議会を終えて

2009年4月3日

日本共産党京都府会議員団

団長 新井 進

2月10日から開かれていた定例議会が3月24日閉会した。

わが党議員団は、予算特別委員会が始まる2月23日に「開始にあたって」を発表したが、今、急激に悪化する経済状況の中、府民の暮らしと営業をいかに守るのが京都府には問われており、その立場から、府民の暮らし・営業の実態を踏まえ、府民の運動と結んで府民生活危機突破の緊急対策等をもとめ、本会議や予算特別委員会の中で論戦し奮闘した。

今議会には、来年に行なわれる京都府知事選挙を前にした山田府政の最後の本格予算である平成21年度一般会計予算をはじめ60議案および、人事案件2件が提案された。

わが党議員団は、一般会計予算、雨水巨大貯留管「呑龍」建設を含む流域下水道事業特別会計予算、舞鶴和田埠頭建設を含む港湾事業特別会計予算、過大な水需要予測にもとづく高い水道料金を押し付けている水道事業会計予算など、議案7件に反対し、人事案件を含む他の55議案には賛成した。

また、本来12月議会で採決すべき決算認定議案が30数年ぶりに決算特別委員会が延期、継続審議となり、2月定例会で採決されるという異例の事態となった。これは、国庫補助事業費の不適切経理と裏金問題が明らかとなったためであり、わが党議員団は、決算認定の前提が崩れたこと等から平成19年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算および、平成19年度水道事業会計決算認定には反対した。

1、昨年来の府民的運動の広がりとなつたわが党の数次にわたる申し入れや議会論戦を通じ、今の府政のもとでも、一定の要求が施策として反映されるとともに、いっそうの拡充を求めて奮闘した。

雇用・生活支援対策では、予算案に緊急雇用対策基金を活用した緊急雇用対策事業費35億円が盛り込まれ、「違法な派遣切りをやめさせるべき」とのわが党代表質問に、知事は「偽装、雇い止めについては、違法があれば労働局とも連携して対応していく」と答弁した。さらに、議会終了後の3月28日、わが党が求めてきた総合的な相談が、京都労働局、京都府、京都府労働委員会、京都社会保険労務士会による「年度末特別総合労働相談会」として実施された。また生活保護について、知事が「住所がなくても生活保護を受けられること等を徹底したい」と答弁するなど、国会論戦や府民的運動とあいつつ論戦により、今後の雇用と暮らしを守る闘いの足場を築いてきた。

中小企業等支援では、60億円の新たな「府民公募型公共事業」が提案された。これは、交通安全対策や災害防止対策など、住民要求に応えた身近な事業に限定され、地元業者の仕事おこしにつながるものである。また、下請の府内事業者利用や主要資材の府内調達などを評価する新たな総合評価入札制度の創設、学校や公共施設の耐震工事予算の2倍化、私立学校への耐震助成制度の創設なども実現した。

制度融資を受ける際の納税要件について、「府税徴収猶予中のものは滞納扱いとせず、利用できる」との答弁を引き出した。

医療・社会保障については、奨学金枠の3名増を含む医師確保予算に加え、医療療養病床確保策がはじめて盛り込まれた。また妊婦健診がすべての市町村で14回無料実施の予算も提案された。

子どもの貧困対策については、京丹後市の府立高校定員が中学卒業生より110人少ないため、保護者や教職員組合等が、「これでいいの高校入試！丹後の高校入試問題を考える」つどいの開催や、京都府教育委員会、丹後振興局、京丹後市および教育委員会への申し入れなどを行なう中、わが党代表質問に対し教育長が「急激に悪化する丹後の経済状況を踏まえ、定数以上に合格させることも含め、柔軟な対応を行なう」と答弁した。本来は定数そのものの大幅な改善が必要ではあるが、丹後通学圏全体で定数を16名も超える合格者を生み出したことは、大きな成果である。さらに、これまで繰り返し求めてきた通学費補助の拡充、保護者のリストラや企業倒産等により家計急変で就学困難になった高校生が、すでに授業料を払っている場合に臨時・緊急の奨学金を給付する高等学校緊急就学支援事業も実施されることとなった。

これらは、府市民総行動や京建労による3日間470人にのぼる府庁前座り込み行動、派遣切りにあった労働者自身による訴え、ジヤトコの派遣労働者による京都労働局への直接雇用の申し立て、学費ゼロネットの学生の各会派への申し入れやわが党議員団との懇談など、府民の運動とわが党の議会論戦がしっかり結びついて切り開いてきたものであり、構造改革路線の立場にたつ山田知事であっても、府民要求の前に、一定応えざるをえなくなっていることを示すものである。

2、平成21年度一般会計予算については、府民要求に基づく一定の改善があるものの、相変わらずムダな公共事業を進めるなど、深刻な府民の暮らしと営業の実態に真に応えるものとなっておらず、また、山田知事が推進してきた「地方分権」の名による住民や自治体へのしわ寄せをいっそう進める施策が盛り込まれており反対した。

その理由は第1に、雇用対策について、抜本的な対策への姿勢が極めて不十分なことである。

年度末にむけていっそう深刻となる派遣切りなどの事態に対し、わが党議員団の調査にもとづき、内部留保を取り崩せば雇用を維持できることを示し、知事として補助金を出している企業に、実態調査と雇用維持を求めるよう迫ったが、「雇用維持へ働きかけを強めたい」とする一般論にとどまった。また、3年を超えて派遣を受け入れている企業が直接雇用の申し出をしていなかった事実を示し、対応を求めたが「労働局が対応すべきもの」と述べるにとどまり、一時避難所設置についても「現状を踏まえて対応」と述べたものの、京都市内の中央保護所が満杯であることや、派遣切りにあった労働者の実態も把握しないままとなっており、明日の生活もままならない府民に心をよせない知事の冷たい姿勢が浮き彫りとなった。

第2は、いっそう深刻となる府内中小業者への必要な支援がされていないことである。

知事は「京都を温める」と述べながら、商工会議所・商工会への補助金約4000万円、中小企業団体中央会への補助金約1000万円を削減、さらに、中小企業技術センターで1名、織物・機械金属振興センターで4名もの人員削減など、業者を支援する現場の予算と職員を削減した。住宅改修助成制度についても、5億円の予算で100億の事業効果があることや、府内市町村の例を示し実現を迫ったが、19年度実績が2件しかない「低利融資制度により対応する」と、従来の立場を変えないままであった。

第3に、教育費の負担軽減を求める府民の声に応えていないことである。

私立高校の授業料滞納者が本府内でも500人を超え、また議会にも府内の大学生が、高学費の引き下げを求め、要請に来た。経済的理由で入学をあきらめたり、中途退学者を生まないための万全の対策が必要である。

第4に、地方自治、住民自治破壊を進める施策が盛り込まれていることである。

市町村自治の根幹をゆるがし、徴税強化を目的にした税務の共同化、究極の「構造改革」といわれる道州制への一歩である関西広域連合、国の責任と財政負担を免罪する国保の都道府県一元化検討のための予算があいついで措置されるなど、今日、破綻が明らかになっている「地方分権」の名による「構造改革」を京都から進めようとするものである。また、職員を1500人削減する給与費プログラムが行き詰まっているにもかかわらず、府民生活を支える正規職員を今後もいっそう削減し続け、非常勤や嘱託職員に置きかえるなど、国の地方交付税削減、職員数削減の方針を忠実に実行する姿勢も浮き彫りと

なった。

第5に、「財政が大変」といいながら、同和奨学金償還対策事業4億円、市内高速道路出資金3億円、畑川ダム建設費2億5千万円に加え債務負担行為35億円など、不要不急、無駄な事業が盛り込まれていることである。

知事総括質疑では、今日の深刻な事態を招いた輸出依存型日本経済と、貧困・格差を拡大した構造改革路線の転換でこそ、「京都を温める」ことができると指摘したが、知事はそれらに背を向けた。

3、今議会では、府民の運動の高まりの中で、与党会派からも、山田府政に対する不満や批判が噴出し、構造改革路線の推進による矛盾がいつそう明らかとなった。

自民党議員は、京都市に編入合併した京北町の例をあげ、「市町村合併で住民自治が後退している。どう総括しているのか」と発言し、また、「12の振興局が4つに統合されて、府民に不便になっている。」と述べた。

さらに、知事がトップダウンで府政運営を進めることに對し、自民党議員は、税務共同化について「数字ばかりが先行している」とのべ、国保一元化の提案に對し、民主党議員は「議会への報告もなしにするめることはいかがか」との苦言を述べざるを得なくなっている。

4、今議会には、「高等技術専門校条例全部改正」が提案された。これは、失業者等への職業訓練の役割が非常に大きくなっているにもかかわらず、これまで無料だった授業料を有料化するもので、景気回復まで、値上げの一部凍結が盛り込まれているものの、本来無料であるべきであり、反対した。

「与謝の海病院の使用料、手数料等に関する条例一部改正」は、府北部地域の中核病院として地域医療を守る重要な役割を果たしている与謝の海病院に、急性期を過ぎた患者が、他の医療機関に転院することで、医療費を抑えることができる診断群分類包括評価制度を導入するものである。高齢化が進み、医療資源が乏しい中で、この制度を導入することは、患者や他医療機関、介護保険施設等に負担をかける可能性があり、反対した。

「動物の飼育管理と愛護に関する条例一部改正」は、これまで無料であった犬猫の引き取りを有料化するもので、反対した。今、動物愛護にとって必要なことは、やむなく飼育できなくなったペットの引き取り施設や仲介する機関を充実させることである。

なお、「京都府文化財保護条例および京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例一部改正」は、笠置町、和束町、南山城村の教育委員会を解散し、相楽東部広域連合に教育委員会を統合したことにもなっており、関係条例を改正する手続き条例のため賛成したが、本来、教育委員会の統合は、市町村自治にとっては後退であり、京都府は小さな自治体への支援策をいつそう充実させることが求められている。

5、今議会には、学費ゼロネットによる「大学における高学費問題の改善に関する請願」をはじめ73件の請願が付託された。また、保険医協会から「細菌性髄膜炎から子どもたちを守るワクチン」の陳情、在日本大韓民国民団から「京都府の定住外国人に対する国籍条項撤廃を求める」陳情が提出され、わが党議員団は、常任委員会での実現を求めた。

18件の意見書のうち、わが党議員団以外の会派による「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」に反対し、他の17意見書には賛成した。

京建労から提出された「地元建設業者の健全育成および、雇用促進を求めることに関する請願」は、わが党議員以外が反対し不採択としたものの、同じ主旨の京都府建設業協会による「地域の建設産業の健全な発展および地域の活性化に関する請願」が全会一致で採択されたことは重要である。

また、可決した「派遣労働者等非正規労働者の雇用・就業対策の強化を求める意見書」は、不十分さを含みつつも、派遣切りなどの事態に對し派遣元や派遣先に労働者派遣法遵守を求めるとともに、ハローワークの相談体制の充実・強化などを求めており、賛成した。

「医師臨床研修制度改革に関する意見書」も全会一致で可決された。臨床研修制度の見直しにあたり、厚生労働省は、現行7必修診療科を内科・救急にとどめ、研修期間を2年から原則1年に短縮し、さらに都道府県ごとに研修医募集定員の上限を導入しようとしている。これにより、京都府では、現在より84人も研修医数の削減となり、3月をもって府立与謝の海病院の脳外科医が不在となる中、いつそう深刻な医師不足が進み、府民の安心・安全にさらなる重大な影響をあたえることは明らかである。

可決された「肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書」は、患者団体から、国と地方公共団体の責任を明確にした「肝炎対策基本法」の早期制定を求める声が高まり、京都府議会にも繰り返し要望が寄せられ、わが党議員団も強く求めてきたもので、全国的にも意義があるものである。

6、今議会中の3月3日、山田知事は河川法第16条の2第5項の規定に基づき、4府県知事合意と市町村等の意見に基づく「意見書」を近畿整備局に提出した。大戸川ダムについて「河川整備計画に位置づける必要はない」とする意見は当然であるが、天ヶ瀬再ダム再開発や川上ダム建設の基本的合意、水利権についての言及がないなど、問題をはらんでいる。

わが党議員団は、整備局が自ら諮問した流域委員会の「意見書」を尊重し、「ダム建設ありき」を改め、洪水のエネルギーを分散させる流域治水、堤防補強等を最優先する河川行政への転換を求める立場から、引き続き追及するものである。

7、3月18日に開催された文教常任委員会において、自民党・渡辺邦子議員が、学校長の人事異動について、すでに情報を入手していることを示す発言をおこなった。

これは、公表前の人事異動の情報が特定の議員のみに知らされていたものであり、本人も不適切な発言と認め、議事録削除となった。わが党議員団は、府教育委員会に真相を明らかにするよう申し入れた。

年度末、年度初めを迎え、府民生活にいつそう厳しい事態が広がる中、わが党議員団は、府民生活防衛の闘いに全力をあげるとともに、来るべき総選挙で日本共産党の躍進・勝利のために力を尽くすものである。

また、来春に迫った京都府知事選挙で、破綻した構造改革路線にしがみつ、**「地方分権」**の名で、京都府の自治体としての役割を投げ捨て、地方切り捨てと地域経済をいつそう深刻化させる山田府政の転換のため、先頭にたって奮闘するものである。

以上

意見書・決議案討論 2009年3月24日

上原ゆみ子（日本共産党・京都市伏見区）

日本共産党の上原ゆみ子です。議員団を代表して、ただいま議題になっています意見書案18件のうち4会派提案の「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」（案）、に反対し、他の意見書（案）17件に賛成の立場で討論します。

始めに、わが党提案の「労働者派遣における法令遵守と法改正に関する意見書」案についてです。

大企業が先頭にたって進めている派遣労働者等の大量解雇の問題は、年度末を控えて、さらに深刻な事態を引き起こしています。「使い捨て労働はやめよ」、「労働者派遣法は抜本的に改正すべき」ということは、いま国民的な要求となっています。

同時にこの課題は、一刻を争う問題であり抜本的な法改正の実現まで待つことのできない問題であります。わが党の意見書案は、現行の派遣法の下で、その法令の条文を文字どおり守るならば、いま大企業が進めている派遣切りの多くは制限期間の3年を超えており法令違反であることを指摘し、法令遵守を求めるものであり賛同を呼びかけるものです。

4会派提案の「派遣労働者等非正規労働者の雇用・就業対策の強化を求める意見書」案についても賛成するものですが、いま緊急に「派遣切り」をくい止めるために何をすべきかという点で不十分であることを指摘しておきます。

次に「臨床研修制度の見直しに関する意見書」案についてです。

3月2日、「医師臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ(案)」が厚生労働省で大筋合意されました。その内容は、現在、国が定めている7つの必修診療科を内科・救急にとどめ、研修の期間を2年から原則1年に短縮し、さらに都道府県ごとに研修医募集定員の上限を導入しようとするものです。

厚生労働省は今回の制度見直しの理由に「新臨床研修制度の導入が医師不足の原因になった」と述べていますが、医師不足の真の原因は、政府の医師養成の抑制による絶対数の不足や、「医療構造改革」による医療費抑制政策にあり、その責任をあいまいにしたまま、臨床研修制度の場当たりの見直しを行うことは、きわめて拙速であり問題です。本来、国民医療の向上に応える制度としてどうなのか、という視点から、広く意見を集め、検証をすべきではないでしょうか。

府北部地域では、この3月をもって府立与謝の海病院の脳外科医が不在となるなど、いっそう深刻な医師不足の事態が広がっています。研修医数を人口比で機械的にあてはめる案では、さらに84人もの削減となり、激変緩和措置がとられたとしても、いっそう医師不足が進み、府民の安心・安全にさらなる重大な影響をあたえることは明らかです。

わが党提案の意見書案は、現在進められようとしている臨床研修制度の見直しの抜本的改善と、医師不足の根本的解決にむけた政府の対策を求めるものであり、みなさんの賛同をお願いするものです。

なお、4党派提案の「医師臨床研修制度改革に関する意見書」案は、医師不足の根本問題の解決にふれず、都道府県定員枠の設定を前提としたものですが、「案」の見直しを求めており賛成するものです。

次に「介護労働者の処遇改善を求める意見書」案についてです。

いま、介護現場は深刻な人材不足に襲われています。低すぎる賃金、長時間労働等劣悪な労働条件のもと、高齢者の尊厳を大切にしたいという初心を生かせず離職される方が増えています。また、これまで2度にわたる介護報酬削減により閉鎖を余儀なくされる事業所もでてきています。

このような中で、政府もようやく今年4月に介護報酬の3%引き上げを決めました。しかしこれが処遇改善につながるかどうか疑問の声が上がっています。

いま必要なことは職員の賃金を公費により月3万円引き上げることです。また、介護報酬も5%以上の大幅引き上げが必要です。そしてこれが保険料や利用料の値上げにつながらないように、国庫負担割合を引き上げることです。介護労働者の安定した待遇改善は待たなすです。賛同をお願いします。

次に「国民健康保険財政の健全化を求める意見書」案についてです。

いま国民の4割が加入する国民健康保険の加入者は年金者や失業者、派遣・パートなど低所得者が増えています。保険料は加入者の負担能力をはるかに超える額となって、滞納世帯は20%にもものぼっています。そのなかで「資格証明書」に換えられた人が、受診を控えて死にいたる事件も多発しています。子どもが無保険になるという事が大きな問題となり改善されたのは当然です。命と健康をまもる医療保険が、社会的弱者から医療を奪うことなどあってはなりません。

自民党政府は1984年の法改悪で国庫負担率を引き下げたのを皮切りに、国の責任を次々と後退させてきました。国保会計、市町村財政が大きく圧迫され、そのツケを保険料値上げや徴収強化で加入者に押しつける路線では、財政悪化、保険料高騰、滞納者増の悪循環が拡大するばかりです。

意見書案は国保財政を再建するため、国の負担率を元の45%にもどすことを求めるものでありみなさんの賛同をお願いするものです。

次に「大学の高学費を解消し、奨学金制度の抜本的拡充を求める意見書」案についてです。

高等教育を受ける機会の保障は、憲法に定められた権利であります。その権利が著しく侵害されている今日の状況を打開することは、まさに政治の責任であります。

今日、私学で平均130万円、4年で約500万円、この高学費が家計を直撃しています。生活困難が広がる中で、多くの家庭が借金を重ねながら必死の思いで子どもに大学教育を受けさせていますが、その重い負担が生活苦に拍車をかけています。大学で学ぶ学生も、アルバイトに明け暮れ、中退を余儀なくされたり勉学に集中できない状況が広がっています。しかも、奨学金の7割が有利子であり、卒業後に多額の借金を背負うこととなります。

このように、教育の機会均等が大きく歪められており、この事態を打開するためには、高等教育の無償化という世界の流れを踏まえて、高学費負担の抜本的な軽減策を講じることが必要です。わが党提案の意見書案は、そのために奨学金の給付制度の導入や私学助成の拡充などをはかり、当面緊急に奨学金の無利子枠の拡充をはかることなどを提案しており、時宜を得たものであります。各会派の賛同をお願いするものであります。

次に「WTO ドーハラウンドに関する意見書」案についてです。

議長提案は重要品目を6%に緩和する代償としてミニマムアクセスの大幅な積み増しを求めており、その量は37万4000トン、現行の76万7000トンとあわせ、実に114万トンとなります。このような事態になれば生産調整にも直接影響することはもちろん、水田のフル活用、飼料米どころではありません。日本の水田農業が大打撃を受けることは間違いありません。

昨年来大問題になっている汚染米、事故米の80%がMA米から発生しており、国民は食の安全からも、自給率の向上を強く求めています。政府も50%への引き上げを打ち出さざるを得なくなっていますが、MA米の拡大はこれに真っ向から反するものであります。

国連人権理事会が食料の権利を脅かすWTO提案は拒否すべきとの報告をだしましたが、全くその通りです。

政府が、日本の事情を無視したWTO提案をきっぱり拒否し、公正な貿易ルールの確立を強く要求するよう求めるものです。

日本の食料安全保障のためにも、わが党提案に賛成いただきますようお願いいたします。

次に「気候変動を回避するための『気候保護法』の制定を求める意見書」案についてです。

わが国の温暖化防止対策は遅々として進んでいないのが現状です。最大の問題は温室効果ガスの削減の中長期目標の設定とその実効性の確保です。IPCCは先進国にたいし2020年までに25~40%削減する中期目標と、2050年までに80%以上削減する長期目標の設定を強く求めています。

そのためにはわが国も90年比で、2020年には30%、50年には80%といった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要です。

4会派提案の「低炭素社会形成のための基本法制定に関する意見書」案は、気候保護の基本法制定を目指すものであり賛成しますが、中期目標の数値が明記されておらず、また炭素税も外し、温暖化対策に緊急かつ決定的に重要な産業界や大口排出企業に対する規制がありません。このことも法の基本に据えられるよう強く求めるものであります。

つづいて4会派提案の意見書案です。まず「肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書」案についてです。

B型・C型ウイルス肝炎は、多くが予防接種などの注射や輸血などにより感染し、発症すると慢性肝炎を経て肝硬変、肝がんに至り、年間4万人の方が命を奪われています。患者の治療と生活については、当然、国が責任を負うべきものです。患者のみなさんの長年の運動と薬害肝炎訴訟の勝訴のなかで、肝炎対策七カ年計画に基づく取り組みやインターフェロン治療費助成制度が設けられ、一定改善されました。しかし未だに検査を受けていない多くの国民が存在し、医療費助成も一部の治療に限定され、生活支援の制度に至ってはようやく障害認定の検討に入ったばかりです。そのために、患者団体のみなさんから、国と地方公共団体

の責任を明確にした「肝炎対策基本法」の早期制定を求める声が高まっており、京都府議会にも繰り返し要望が寄せられてきました。ウイルス肝炎、肝ガンに対する治療は日々進歩しており、必要な治療に早期につながり、病気の根治を目指していただくためにも、基本法の制定が必要です。わが党も取り組んできた立場から意見書案に賛成するものです。

次に「障害者雇用対策の充実に関する意見書」案についてです。

障害者が人間らしく生き甲斐をもって働き続けることができる雇用環境の整備は大切なことです。それには障害者保健福祉と労働施策の連携を進め、地域での就労促進と定着を進めていくこと、障害者就労・生活支援事業の量的な拡充が求められます。

いま障害者の現場では、応益負担や施設利用の日割り計算方式など障害者自立支援法の施行で様々な深刻な影響が出ています。

政府はすでに応益負担になっていると言いますが、「利用者は月1万円の負担に苦しんでいる。」「報酬アップしたというものの新体系移行で施設は7百万円も減収する」と深刻な実態が出されています。障害者自立支援法は廃止をして、障害者の人権を守る新たな福祉法制度の確立が求められていることを指摘して賛成します。

次に「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」案についてです。

北朝鮮による拉致問題の一刻も早い解決が求められているのは言うまでもありません。安否不明者の再調査についても、日本にとって納得できる解決が図られるべきです。日朝間には、朝鮮半島の非核化や、日本の過去の植民地支配の精算などの諸問題があり、日本政府には、諸懸案の包括的解決と国交正常化を確認した2002年9月の日朝平壤宣言の立場で問題の解決にあたることを引き続き求められています。

ところが、この意見書案は、6カ国協議の再開・推進など、北東アジアの平和と安定の中で北朝鮮問題を解決しようとする国際社会の努力方向を見ず、経済制裁での圧力を一面的に強調することによって、拉致問題の解決をも遠ざけるものとなっており、反対です。

次に我が党提案の「自衛艦のソマリア沖派遣に関する意見書」案についてです。

ソマリア沖の海賊問題は、20年にもわたるソマリアの内戦で事実上国家が崩壊し、仕事を失った漁民が海賊化したことが背景になっているといわれています。そもそも海賊とは、犯罪行為であり、その取り締まりは警察力によるべきものです。「海賊対策」というのなら、内戦終結の努力と民生支援をめざしつつ、周辺国の沿岸警備強化のために、財政的・技術的な支援をおこなうことこそ必要であり、周辺国からも求められています。

ところが政府が閣議決定した「海賊対処」派兵法案は、期限の定めがない恒久法で、地理的限定もなく、国際的な共同軍事行動に協力する道を開き、武器使用の拡大を明記しています。まさに、「海賊対処」を理由に、世界の公海上のどこへでも自衛隊の海外派兵を拡大しようというもので、改憲にもつなげようという狙いが明らかです。この法案成立に先立って、現行自衛隊法の「海上警備行動」で出港した2隻の自衛艦の甲板には、死体安置所が初めて設置されています。自衛隊が海外で「殺し、殺される」ことが現実に想定されていることは、憲法9条に照らして絶対に許されず、直ちに撤退させるべきです。よって、わが党提案の意見書への賛同を強く呼びかけるものです。

最後に4会派提案の「中山間地域等直接支払制度の継続と充実を求める意見書」案についてです。

導入以来9年をへて、中山間地域で大きな役割を果たしているこの制度の継続は当然であり賛成ですが、この取り扱いについて一言触れておきます。

この意見書は農業会議から提出されました「中山間地域等直接支払制度の継続・充実に関する請願」を全

会派一致で採択したことを受けてのものでありますから、委員会提案が当然の扱いであります。

請願審議の中でわが会派としてこのことを指摘し、委員長もいったん委員会提出を認められたにも拘わらず、わが会派を排除し会派提案としたことは、問題であり、今後必ず改善されることを強く求めておきます。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議案討論 2009年3月24日

梅木紀秀（日本共産党・京都市左京区）

日本共産党の梅木紀秀です。議員団を代表して、ただいま議題となっております議案60件のうち、第1号、第9号、第10号、第13号、第20号、第27号および第28号の議案7件に反対し、他の53件に賛成する立場から討論をおこないます。

府民の暮らしと営業は深刻な事態、期待にこたえるものとなっていない一般会計予算案に反対

まず、第1号議案「一般会計予算」についてです。

いま府民は、政府による増税と社会保障費の削減に加えて、アメリカ発の金融危機による景気悪化で、雇用と暮らし、営業の深刻な事態に直面しています。わが党議員団は、昨年来、府内の中小業者、関係機関・団体から聞き取り調査をおこない、知事に数次に亘って緊急対策を申し入れてきました。また多くの団体、府民からも切実な要求が寄せられてきました。今回の予算案には、これらを一定反映した内容が含まれてはいるものの、深刻な府民の暮らしと営業の実態からすれば、期待にこたえるものとはなっていません。

雇用確保の真剣な取り組みを

まず、雇用の問題です。本府が雇用のための補助金2億円を支出している村田製作所は、非正規で2000人の削減を予定していますが、この雇用を維持するために必要な費用は、年収300万円として60億円です。村田製作所の内部留保7062億円の端数、わずか0・85%です。解雇しなければ会社がつぶれると言うものではありません。村田製作所は中間配当だけで109億円も配当しています。雇用のための補助金を出しているのですから、内部留保を取り崩してでも雇用確保をするよう知事が働きかけるべきなのです。知事は雇用確保に努めてきたと答弁してきました。しかし、書面審査で、府内企業への要請状況を提出していただきましたが、あまりにも不十分です。私どもは新井団長、光永、原田の3人の議員が、静岡のジャトコ本社を訪問したのをはじめ、団を挙げて、府内の主要な企業を訪問し「雇用の確保」を求め、実情もお聞きしてきました。知事にも真剣な取り組みを求めるものです。

また、知事総括質疑で、現行法では、3年を超えて働く派遣労働者は正規採用しなければならないにもかかわらず、そうはなっていないという実態と雇止めされた労働者の深刻な状況を紹介しましたが、知事の答弁は、こうした労働者には心を寄せない、きわめて冷たいものでした。これでは府民の期待にこたえることはできません。

政府の緊急雇用対策基金を活用しての事業では、「福祉人材確保」について、斡旋だけでは不十分で、給与3万円アップなど具体的な提案してきましたが、有効な施策として展開されるよう求めておきます。

また、すでに「派遣切り」などで職を失い、住まいを失った人々が京都駅をはじめ路上生活を余儀なくされています。一時避難所の設置を求めましたが、知事の答弁は「状況を踏まえ」ということでしたが、京都市の中央保護所は満杯状態です。実態が把握されていません。年度末にかけて、さらにそれ以降にも新たに失業する人、廃業する人が増えると予想されています。実態を把握し、一時避難所の設置と急増する生活保護申請への親身な対応と体制の強化を求めておきます。

中小業者支援も不十分

次に、中小業者支援の問題です。府内の中小業者の営業は、いよいよ深刻さを増しています。京丹後市で

は雇用調整助成金の企業負担分、5分の1を市が助成しています。府にも同様の支援を求めましたが、知事は冷たく拒否しました。逆に、来年度、商工会議所・商工会への補助金を約4000万円削減し、中小企業団体中央会への補助金も約1000万円削減しています。さらに、中小企業技術センターで1名、織物・機械金属振興センターで4名もの人員削減を予定しています。業者を支援する現場の予算と職員を削減して「京都を温める」と言えるでしょうか。正規職員を削減し、非常勤や嘱託職員に置きかえていけば、現場の職員の専門性が失われ、将来に禍根を残すことになります。国の地方交付税削減、職員数削減の方針を忠実に実行していたのでは、府民の暮らしと営業は守れません。このようなやり方には反対です。また、「中小企業サポートチームの訪問件数は1万7千件」と報告されていますが、商工会議所・商工会の訪問が大半で、府の職員が中小業者の実態を十分に把握しているとは言えません。これでは、必要な対策を機敏に実施することはできません。

府民公募型公共事業60億円については、「思いつきではないか」との疑問が各会派から出されました。建設交通部の予算は55億円で、身近な工事で1件100万円とすれば契約件数は5500件、500万円としても1100件増えます。建設交通部の年間発注件数は2000件ですから、職員に過度な負担がかかることは明らかです。人員削減計画を見直し、体制の強化を求めておきます。また、本事業の趣旨は、地元の業者に仕事を発注し、応援することにあるのですから、手法にとらわれて目的を見失うことのないように、またスピード感のある事業実施を求めておきます。

なお、本議会には建設業協会、京建労から地元企業への仕事おこしを求める請願が提出されました。知事総括質疑で迫議員が、住宅改修助成制度は5億円の補助金で100億円、20倍の効果があると提案したのに対して、知事は「統計学上は、補助金を打ったことによって増えた分の経済効果を考えるのが本筋」と答弁しましたが、統計学の議論をしているわけではありません。5億円の補助金で地元で100億円の仕事が起きる、誘発されるということへの業者の期待、願いが知事には理解できないのですか。緊急経済対策としてただちに実施すべきです。

教育費の負担軽減の願いにこたえよ

第3に「教育費の負担軽減」の問題です。本議会に府内の大学生から、「高すぎる授業料の値下げを」との請願が寄せられました。わが党議員団が開いた授業料問題での懇談会では、3人の子を持つ母親から「長男が私立高校を卒業するのに3年間で108万円の修学資金を借りた。卒業と同時に返済が始まる。後2人の子を高校に行かせるだけで精一杯」との訴えがありました。また、現役の大学生から、「自力で大学に通っているが、月8万円の奨学金とアルバイトでがんばっている。卒業後、奨学金の返済額は利子を入れると500万円にもなる。就職できなかつたらどうしようか」との発言がありました。テレビの報道番組でも、貧困のために高校を中退した若者が年間7万人にものぼり、「ハローワークの求人票では『高卒以上』がほとんどで、安定した仕事につけない」「将来に夢が持てない」など切実な声が紹介されていました。こうした声に、応えるべきです。

私立高校の授業料滞納者は、昨年末、全国で約2万5千人にのぼっています。京都でも500人にのぼっていますが、書面審査では「例年と変わらない」との答弁でした。しかし、加味根議員の実態調査では、現場での不況の影響は深刻になっており、「減免申請したが学校に予算枠があり、年収200万円でも減免が受けられなかった」等々の事実があります。来年度予算で、高等学校緊急修学支援事業1000万円、高等学校生徒通学費補助の拡充で200万円余の上積みがされましたが、これだけでは不十分です。同和奨学金償還事業4億円を見直すならば、経済的理由で中途退学者を出さないための支援、高校入学を諦めなくてもいい支援は可能なのです。予算の使い方を改めるべきです。

「構造改革」路線を転換せよ

第4に、「構造改革」路線の転換についてです。書面審査では、「市町村合併をどう総括しているのか」「12の振興局が4つに統合されて、府民に不便になっている」「税務共同化は、数字ばかりが先行している」などと与党派議員からも、職員削減、府民サービス切捨での「構造改革」への不満が出されました。来年度予算案では、市町村自治の根幹をゆるがす拙速な税務の共同化、究極の「構造改革」といわれる道州制につながる関西広域連合、国の責任と財政負担を免罪する国保の都道府県一元化検討のための予算が提案されていますが、地方自治、住民自治をおびやかす、府民サービスを切り捨てるものであり反対です。

不要不急、無駄な事業は継続する予算案

第5に、不要不急、無駄な事業についてです。いま指摘した同和奨学金償還対策事業4億円、市内高速道路出資金3億円、畑川ダムでは建設費2億5千万円の他に債務負担行為35億円が提案されています。これら無駄な事業は削減し、府民の暮らしと営業を支援するために使うべきです。

以上第1号議案は、不況で、営業とくらしがいよいよ困難になっている府民の願いに、真にこたえるものになっておらず、反対するものです。

外需依存から内需中心への転換を

この際、一言申し上げます。知事総括質疑で、加味根議員が「外需依存から内需中心への転換が必要である」と質問したのに対し、知事は「経済統計で言うと、外需依存は3%ぐらい」と答弁しました。これは、輸出から輸入を引いた純輸出の対GDP比をもって、「外需依存度は低い」とする財界寄りの一部の主張に迎合するものです。

昨年10月から12月のGDP減少は年率換算で日本は12・1%、アメリカやEUを大きく上回り、突出しています。これほど、日本の経済が落ち込んだ原因は、日本の経済構造が過度の外需依存になり、内需が弱められてきたことにあるということは、いまや多くの識者の常識となっています。2002年と比べ2007年の輸出は1・59倍に増えており、輸出大企業は過去最高益を上げてきました。にもかかわらず、労働者の賃金は、派遣労働など不安定雇用の拡大で2兆円も減っています。同時期に、小泉「構造改革」の中で、定率減税の廃止などの増税に加え、社会保障の切捨てで医療・介護・福祉などあらゆる分野で負担が増え、国民の負担増は年間13兆円にもなり、内需が冷え込みました。ここを改め、日本の経済構造を極端な外需依存から内需中心に転換していくことが求められているのです。とりわけ、「230兆円の内部留保を活用すれば雇用は確保できる」と大企業の責任を追及する世論が高まっているときに、財界に同調し、「構造改革」路線をすすめる知事の姿勢は、世論に背を向けるものであり、これでは本当に「京都を温める」ことはできないということを指摘しておきます。

次に第9号議案「流域下水道事業特別会計予算」についてです。

わが党は、治水対策は、巨大貯留管方式ではなく、小規模貯留管の敷設や河川改修などによって行うべきであると提案し、多額の費用をかける巨大貯留管の建設に反対してきました。多額の負債を発行し、無駄な公共事業が次々とおこなわれてきた結果、今日の国および地方の財政悪化がもたらされ、それを理由に、社会保障が削減され、いま、国民が苦しめられているのです。そのおおもとの原因がここにあることをあらためて指摘しておきます。

次に第10号議案「港湾事業特別会計予算」についても、和田埠頭における大水深バースの建設がいかにか現実に合わないものであるかが明らかになってきました。過大な貨物量予測により、全国で巨大港湾を建設してきた国およびそれに同調してきた京都府の責任は重大です。この点をあらためて指摘し、反対するものです。

さらに、第13号議案「京都府水道事業会計予算」についても反対するものです。過大な水需要予測による過大な設備投資は全国に共通した問題ですが、本府においても高すぎる水道料金となって、府民に跳ね返っています。とりわけ、長岡京市、向日市、大山崎町の住民は、長年にわたって高すぎる水道料金の値下げを求めて運動を繰り返してこられました。上水道と工業用水を一体化し、企業の分まで住民に押しつけた本府の責任が問われています。基本水量問題の早急な解決が求められています。

次に第20号議案「高等技術専門校条例全部改正の件」についてです。今日の景気悪化による失業者の増大で、職業訓練の役割はますます重要になっています。ところが、本条例全部改正案は、これまで無料だった授業料を有料化するというもので、現在でも、最高26万円の学習材料費が必要な上に、11万円を超える授業料負担が加われば大変です。景気回復まで、値上げの一部凍結が盛り込まれていますが、本来無料であるべきなのです。ヨーロッパでは当然のこととして、職業訓練は無料です。すでに授業料が有料化された東京都などでは、経済的に苦しい人々、もっとも職業訓練を求めている人々が入学できないと言う事態がおこっています。負担軽減こそ求められており、断固反対するものです。

次に第27号議案「与謝の海病院の使用料、手数料等に関する条例一部改正の件」についてです。今回の提案は、診療報酬の算定方法を出来高払いから定額払いに変更するものですが、これは、急性期を過ぎた患者が、他の医療機関に転院することで、医療費を抑えることができるとされています。

高齢化がすすむ丹後・与謝地域にあって、府立与謝の海病院は、府北部の中核病院として地域の医療を守る重要な役割を果たしています。しかも、府北部地域は、医師不足の深刻さに加え、開業医が少ないなど、在宅で支える基盤も極めて厳しい事態となっており、ますますその役割は重要です。こうした役割をもつ与謝の海病院に、この制度を導入することは、他に転院できる医療機関が乏しい状況の中で、患者さんと他病院や介護保険施設等に、新たに負担をかけるものであり、反対です。なお、与謝の海病院では、脳外科医がこの3月末で不在となるなど、地域医療にとって重大な事態が起こっており、医師確保等万全の対策を強く求めておきます。

次に第28号議案「動物の飼育管理と愛護に関する条例一部改正の件」についてです。これまで無料であった保健所などでの犬猫の引取りを有料化する提案であり、反対です。飼い主の安易な飼育放棄を防止するために有料化すると説明でしたが、やむなく飼育できなくなったペットの引取り施設や仲介する機関を充実させることこそ求められています。

最後に、第30号議案について、一言申し上げます。本議案は、笠置町、和束町、南山城村の教育委員会を解散し、相楽東部広域連合に教育委員会を統合したことにもなっており、関係条例を改正する手続き条例であり、賛成しますが、教育委員会の統合は、住民自治にとっては後退です。財政運営に苦勞している小さな自治体への京都府の財政的支援を強化することを求めて、私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

2月定例会に提出された意見書案

可決（自民・民主・公明・創生 提案 賛成：四会派、反対：日本共産党）

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮は、昨年6月の日朝実務者協議において、拉致被害者の再調査をわが国に約束したにもかかわらず、その後何ら動きを見せず、拉致問題は大きな進展がないまま今日に至っている。

去る2月、ヒラリー・クリントン米国国務長官が来日した際、拉致被害者の家族と面会し、拉致問題の解決に理解を示されたところであるが、拉致被害者を一日も早く救出するためには、米国や韓国をはじめとする国際社会に対して強力な支持と協力を求めるなど、関係各国との協調のもと、北朝鮮に対し強い圧力をかけていくことが何よりも重要である。

このような状況の中、現在、政府が行っている北朝鮮籍船舶の入港禁止措置及び北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止措置の期限が、本年4月13日に到来しようとしている。

よって、国におかれては、拉致被害者の生存情報など情報収集活動を一層強化することはもとより、現在行使している経済制裁措置を更に延長し、引き続き北朝鮮に対する圧力をかけるとともに、関係各国との協調のもと、拉致問題の早期解決に向けた実効ある外交努力を積極的に行われることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

わが国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として、抜本的対策が急務となっている。これらの患者の多くは、輸血、血液製剤の投与や注射針・筒連続使用による集団予防接種等により肝炎ウイルスに感染したものであり、その中には、医療・薬務・血液行政の誤りにより感染した患者も含まれている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、既に、肝硬変や肝がんに進展した患者は、長期の療養による苦しみや生活基盤の喪失等による経済的負担の増加といった多くの困難に直面している。

このような中、国の「新しい肝炎総合対策」が、今年度から7カ年計画としてスタートした。しかしながら、この対策は、法律の裏付けがない予算措置によるものであり、実施主体である都道府県間において施策の統一が図られていないのが実情である。

よって、国におかれては、ウイルス肝炎対策を国の責務として総合的に推進するためにも、肝炎対策に関する基本理念や、国や地方公共団体の役割を定めた基本法を早期に制定されることを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期接種化等を求める意見書

重い後遺症や死亡の恐れがある子どもの細菌性髄膜炎の日本での患者数は、日本外来小児科学会によると、5歳までの子どもで全国に少なくとも年間600人以上に上っている。このうち約6割がインフルエンザ菌b型（以下「H i b」という）によるもの、約3割が肺炎球菌によるもので、この二つの原因菌によるものが全体の約9割を占めている。

抗菌薬（抗生物質）による治療にもかかわらず、約5%が死亡し、約15から20%に後遺症が残っている。細菌性髄膜炎は、発症後の治療には限界があり、罹患前の予防が非常に有効であるといわれている。近年では、抗菌薬に対するH i bの耐性化が急速に進展しており、H i b感染症がさらに難治化する傾向にある。また、H i bは飛沫感染により伝播することから、早期保育など乳幼児における集団生活機会の増加により、小児がH i b感染症に遭遇する危険性はさらに高くなると予想されている。

H i bと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種により効果的に予防することが可能である。ワクチンは100カ国以上で承認され、90カ国以上で定期予防接種とされており、ワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少している。

日本ではようやく2008年12月19日にワクチンが販売開始となったが、任意接種でのスタートとなり、接種にかかる費用も個人負担となっている。H i bワクチンと肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化により、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができるとともに、医療費の削減に貢献する度合いが極めて高いことから、細菌性髄膜炎の予防に関する早期定期予防接種化が急がれるところである。

よって、国におかれては、次の事項について、早期に実現されるよう強く要望する。

- 1 H i bワクチンの有効性、安全性を評価した上で、予防接種法を改正し、H i b重症感染症（髄膜炎、咽頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。
- 2 肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の早期薬事法承認のための手立てを講じること。
- 3 ワクチンの安定供給のための手立てを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっている。

子宮頸がんには、他のがんにはない特徴があり、一つは、発症年齢が低いということである。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降だったのに対し、1998年には30代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増している現状にある。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染であるということである。8割近くの女性が一生のうちにHPVに感染するものの感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症するといわれている。このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国をはじめ80カ国以上の国で承認されており、つまり、子宮頸がんは「予防可能ながん」になりつつある。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されておらず、我が国においても一日も早い承認が期待されている。

よって、国におかれては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取組を推進するため、次の事項について早急に実現するよう強く要望する。

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること。
- 2 女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るために接種への助成を行うこと。
- 3 日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

障害者雇用対策の充実に関する意見書

米国発の金融危機に端を発した世界同時不況に伴い、わが国の雇用環境が大変厳しくなる中で、企業における人員削減は、派遣労働者や期間労働者などの非正規労働者に止まらず、正規社員にまで広がりを見せてきている。このことは、障害者など社会的に弱い立場にある人にも大きな影響を与えてきており、今後、一層不安定な状況に追い込まれることが憂慮される場所である。

昨年6月1日現在の本府における障害者雇用率は、関係機関の懸命な取組の結果、1.76%と過去最高水準の結果を得た。しかしながら、その後の経済情勢の急速な冷え込みにより、障害者就職面接会における求人が大幅に減少するなど、障害者を取りまく雇用環境は、大変深刻な状況にあると言わざるを得ない。

現在、厳しい経済・雇用情勢に対し、様々な景気回復のための対策が講じられているところであるが、不況の影響を真っ先に受ける可能性が高い障害者に対する雇用対策は、最優先で取り組まれる必要がある。

よって、国におかれては、障害者の雇用の安定を図るため、次の事項を速やかに実行されることを強く要望する。

- 1 本年4月から施行される改正障害者雇用促進法に盛り込まれた施策を迅速に実施するとともに、地方公共団体が取り組む障害者に対する就労対策への財政支援措置を充実するなど、障害者の雇用拡大に向けた効果的な取組を推進すること。
- 2 特例子会社等の設置を強力に促進するとともに、障害者雇用ファースト・ステップ奨励金などの新たに創設された支援制度の積極的な活用促進に努めること。
- 3 法定雇用率の未達成企業に対し、企業名の公表も含めた一層の指導強化を図ること。
- 4 障害者の就業促進を図る上で、職業的スキルの向上が何よりも重要であることから、職業能力開発制度の更なる充実と、能力開発に取り組む地方公共団体に対する十分な財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中山間地域等直接支払制度の継続と充実を求める意見書

京都府域の約7割を占める中山間地域は、総農家数の約6割、農業産出額の約5割を占めるなど、本府農業において重要な役割を担う地域であり、新鮮で安心できる食料を供給するほか、国土保全、水源のかん養、景観の形成など多面的で公益的な機能を担っている。

本府においては、こうした中山間地域の農地保全を図るため、平成12年度に国において創設された中山間地域等直接支払制度に取り組み、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の確保を図るとともに、集落機能の維持・強化に大きな成果を上げてきたところである。

しかしながら、高齢化、過疎化の進行等により、中山間地域を取り巻く情勢は、今後一層深刻化するものと見込まれ、市町村及び多くの集落からは、中山間地域の活力や機能を維持するための実効ある施策として、平成21年度をもって終了する本制度の継続を求める声が多く寄せられている。

よって、国におかれては、中山間地域の農地を保全し、将来にわたり集落機能を維持していくため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 中山間地域で農業生産活動を行う農業者への直接支払を通じて、耕作放棄地の発生防止と農地等の多面的機能の維持を図ろうとする本制度を、平成22年度以降も継続すること。
- 2 本制度の継続に当たっては、過疎化・高齢化に伴う担い手不足などの農村地域がかかえる課題を踏まえ、現行の対象農地と一体的な保全が必要な農地についても交付対象とするなど、地域の実情に応じた対応が可能となるような制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「緑の社会」への構造改革を求める意見書

100年に一度といわれる経済危機の打開策として、各国政府は今、環境・エネルギー分野への巨額の集中投資と、それによる雇用創出を目指す、いわゆる「グリーン・ニューディール」を選択し始めている。米国のオバマ大統領が提唱し、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち出した。世界同時不況の様相を呈するなかで、各国は経済危機を脱する道として「環境」を選んだといえる。こうした世界的な動きの中で、日本政府も環境分野を経済成長のけん引役とする「日本版グリーン・ニューディール」をまとめる方針を固め、具体化に着手した。

我が国は環境分野で最先端の技術を持っており、それを生かすことで大きな経済効果や雇用創出が期待されている。また、環境保全と経済発展を結びつけ両立させることは、持続可能な社会を構築していく上でも極めて重要である。経済危機の今こそ、「緑の社会」へと大転換するチャンスととらえ、「日本版グリーン・ニューディール」を推進すべきである。そして、我が国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきと考える。

よって、国におかれては、環境分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し雇用創出するなど、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 日本の誇る環境技術を駆使して環境産業の活性化を促すこと。そのために3年間で10兆円規模の投資を行い、今後5年間で100兆円の市場規模、200万人超の雇用を実現すること。
- 2 2020年には、太陽光発電などの再生エネルギーの1次エネルギー構成率20%を目指す。特に太陽光発電については、2020年までに10倍とする政府の導入量目標の倍増を検討し、例えば全小中学校への設置など大胆な取組をすること。
- 3 電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車など次世代自動車の普及を急ぎ、5年後に100万台、2020年に新車販売の70%超を目指すとともに、温室効果ガス排出削減に資する観点から公共交通機関の活性化に対する支援を大幅に拡充すること。
- 4 省エネ住宅・ビル等の建設を大規模に促進するとともに、環境モデル都市の対象都市を拡大するなど、更なる国の支援を拡充すること。

- 5 森林吸収量の目標として掲げる温室効果ガス排出削減3.8%の実現に向けて、林業と建設業の協働も行いつつ間伐・植林などの森林整備を進めること。更に、これらにより林業、造園・建設業など関連業種で新たな雇用を創出すること。
- 6 バイオ燃料事業を拡大強化し、その利活用によって地域の特性を生かした活性化を図り、バイオマスタウン300地区を早期に実現すること。
- 7 エコ・ポイント事業（温暖化対策行動等に対してポイントを発行するもの）を拡充させるなど、国民生活部門における温室効果ガス排出削減のための活動を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

臨床研修制度の見直し案に関する意見書（案）

新臨床研修制度の導入目的は、すべての医師が、将来どんな専門分野についたとしても、基本的な診療能力を身に付けることである。

今回の臨床研修制度の見直し案では、今まで大学卒業後2年間の研修で産婦人科、小児科など7科を必修としていたものを、内科など3科に減らし、残り2科を選択とし、実質1年に短縮できるようにした。こうした研修期間の短縮は、医師の診療能力、医療の質の低下につながるものである。

また、都道府県ごとに研修医の定数上限枠を設ける案を示した。試算によると、京都府の定数は190人とされ、2008年度の研修医数274人と比べ84人も削減となり、全国一厳しいものとなっている。研修医数を人口比で機械的に当てはめて削減することは、府北部地域等の医師不足地域に、いっそう深刻な影響を与えることは明らかである。

よって、国におかれては、臨床研修制度の見直しについて、以下の点を行うよう求めるものである。

- 1 府北部地域等、医師不足にいっそう拍車をかける定数上限190人は撤廃すること。
- 2 臨床研修制度の見直しは、慎重に広く意見を聞き、検証を続け、より良い制度への拡充を行うこと。
- 3 医師の労働条件の改善、教育研修内容の改善、大学予算の大幅な拡充や、研修後の医師配置の公的なシステムの整備を考慮すること。
- 4 医学部の定員増をさらに進めるとともに、公的病院の統廃合を撤回し、社会保障費の2200億円削減路線を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決（自民・民主・公明・創生 提案 賛成：全会派）

医師臨床研修制度改革に関する意見書

現在、地域における医師不足や診療科目における医師の偏在は大変深刻な社会問題となっており、地域において安心して適切な医療を受けられる医療体制の確保が強く求められている。

本府においても、北部地域を中心として医師不足が顕著な状況にあり、医師確保対策を急務の課題として、奨学金貸与や研修・研究費の補助などの独自事業に重点的に取り組んでいるところである。

このような中、平成16年度に導入された医師臨床研修制度を一つの契機として、医師の地域や診療科ごとの偏在が顕在化してきており、これを是正するため、厚生労働省では、平成22年度実施に向けた同制度の改革案を、先頃、医道審議会医師臨床研修部会に提示したところである。

改革案では、研修医定員総数の削減に加え、人口や医学部定員数などに基づき都道府県単位での研修医定員の上限枠を設定し、研修医の都市部から地方への誘導を図る内容となっている。その結果、本府をはじめ5都府県で現状よりも研修医数が減少することとなり、特に本府においては、削減率が約30%と突出した状態となることが明らかとなった。

本府では、平成15年度時点で411人採用されていた臨床研修医が、平成20年度では274人と大幅に減少するなど、地域医療に従事する医師不足が深刻化してきている状況にあって、今回の見直しによる臨床研修医の更なる大幅削減は、地域の医師確保を図る上で、大変憂慮すべき事態を招くものと懸念するものである。

よって、国におかれては、医師臨床研修制度改革における都道府県定員枠の設定に当たり、同制度導入以前における臨床研修医の人数も算定の基礎に入れるなど、地域の医師不足の実態がよりの確に反映され、将来にわたり、府民が安心して医療が受けられるような制度構築に向けた取組となるよう、慎重な検討が進められることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

労働者派遣における法令遵守と法改正に関する意見書（案）

アメリカ発の金融危機、深刻な不況が進む中、派遣労働者等の首切りが大量に発生し、厚生労働省の調査では3月末までに約16万人、業界団体の試算では製造業だけで40万人の非正規労働者の失職が予想され、京都でも職や住居を失った多くの労働者が路頭に迷う事態が発生している。このような事態を生み出した原因は、1999年の派遣労働の原則自由化、2004年の製造業派遣の解禁など、労働者派遣法のもとで「使い捨て労働」が拡大されたところにある。

現行の労働者派遣法では、労働者の派遣期間は最長3年に制限され、それを超える場合には派遣先に直接雇用の申し込み義務が生じ、しかも同一業務、同一の製造ラインで3年を超える派遣の受け入れも禁じられている。また、いわゆる「クーリング期間」の経過後に再度派遣に戻すことは、職業安定法違反とされることが法令上規定されている。

これらの点を考慮するならば、いま派遣切りされている労働者の多くは、本来なら派遣先企業から直接雇用されるべきであったのに、法令が遵守されていない。

現在、国会には、派遣労働者の保護と雇用の安定のため、日雇派遣の原則禁止と登録型派遣労働者の常用雇用への転換を努力義務とすること等を含む労働者派遣法の改正案が提出されているが、いま必要なことは、派遣法を1999年以前に戻し、派遣労働を原則禁止にする全面的見直しを行なうことである。

よって、国におかれては、企業に対し労働者派遣における法令遵守の指導監督を抜本的に強化するとともに、安定的な雇用確保の観点から、労働者派遣法の全面的な改正を行なうよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決（自民・民主・公明・創生 提案 賛成：全会派）

派遣労働者等非正規労働者の雇用・就業対策の強化を求める意見書

昨年の米国に端を発した世界同時不況に伴い、わが国経済も、未だ景気の底が見えない厳しい状況が続いている。

このような経済情勢の中、派遣労働者の契約途中での解雇や、何度も更新されてきた短期の有期雇用者に対し期間満了により雇止めが行われるなど、非正規労働者の不安定な雇用の実態が大きな問題となっている。

また、派遣労働者をはじめとする非正規労働者の増加、とりわけ若年層での増加は、わが国経済を支えてきたものづくり産業等における優れた技術の継承をも途絶えさせてしまうといった、新たな問題を引き起こしつつある。

よって、国におかれては、雇用情勢が急速に悪化している状況の中、非正規労働者の雇用の安定等を図るため、次の事項を早期に取り組みされるよう強く要望する。

- 1 派遣元及び派遣先の事業主に対し、労働者派遣法の遵守の徹底を図るとともに、派遣切りや雇止めが行われる場合には、双方の事業主が連携の上、派遣労働者の就業機会の確保を図るなど、事業主が講ずべき措置に関する指針の徹底を図ること。
- 2 現在、継続審議となっている改正労働者派遣法の審議に当たっては、派遣労働者の安定的な雇用の確保と待遇改善等が図られるよう、十分に議論を尽くし、早期に改正が行われるとともに、悪質な企業に対しては、企業名の公表等一層の指導強化を図るようすること。
- 3 緊急雇用創出事業臨時特別交付金の大幅増額など雇用機会の創出を図るための対策を、一層充実させること。

と。

- 4 地方公共団体が実施する離職者の再就職支援や正規雇用に向けた職業訓練の充実を図るため、一層の財政支援措置を講じること。
- 5 ハローワークの相談体制を充実・強化すること。
- 6 雇用保険法の改正に当たっては、非正規労働者をはじめ全ての労働者が安心して暮らせるよう、十分なセーフティーネット機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

気候変動を回避するための「気候保護法」の制定を求める意見書（案）

2008年に京都議定書の第一次約束期間が始まったが、わが国の対策は遅々として進まず、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出量は依然として増え続けている。

一方、年々、気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来世代に安全・安心な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響がおよびかねない状況にある。

このような中、昨年7月に開催された洞爺湖サミットでは、2050年までに温室効果ガスを半減する必要があることが合意された。そのため先進国は、2020年までに1990年比25～40%の削減が必要との2007年末のバリ合意及び2008年末のポズナニ合意に沿って、率先して大幅な削減を実現しなければならない。

とりわけ日本は、今後、気候の安定化のために世界各国と協調した温暖化防止対策を実践することが重要となるのであり、温室効果ガス削減の中・長期目標を設定し、その目標を達成するための施策を包括的・総合的に導入・策定し、実践していく必要がある。

その具体策として、日本が責任を持って対応するためには、京都議定書の6%削減目標を守り、2020年には1990年比30%、2050年には1990年比80%といった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要である。

また、排出削減の実効性を担保する制度として、炭素税やキャップ&トレード型の排出量取引等の制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入にインセンティブとなるような固定価格買取制度などを実現すべきである。

よって、国におかれては、上記の内容の実現を約束する「気候保護法」を制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決（自民・民主・公明・創生 提案 賛成：全会派）

低炭素社会形成のための基本法制定を求める意見書

2008年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、我が国においては、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出量は依然として増え続けている。

一方、年々気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来世代に安全・安心な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない状況にある。

このような中、昨年7月に開催された洞爺湖サミットでは、2050年までに温室効果ガスを半減する必要があることが合意された。そのため先進国は、2007年のバリ合意に沿って、率先して大幅な削減を実現しなければならない。

とりわけ日本は、今後、気候の安定化のために世界各国と協調した温暖化防止対策を実践することが重要となるのであり、温室効果ガス削減の中・長期的削減目標を設定し、その目標を達成するための施策を包括的・総合的に導入・策定し、実践していく必要がある。

その具体策として、日本が責任を持って対応するためには、まずは京都議定書の6%削減目標を守り、未だ設定されていない中期目標を早期に公表の上、大幅な排出削減経路を掲げることが必要である。

また、排出削減の実効性を担保するための制度として、キャップ&トレード型の排出量取引等の制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入にインセンティブとなるような固定価格買い取り制度などの取組を進めるべきである。

よって、国におかれては、上記の内容の実現を目指す法律を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

自衛艦のソマリア沖派遣に関する意見書（案）

政府は13日の閣議で、海賊対策を名目に、自衛艦のソマリア沖派遣と武器の積極的使用を認める「海賊対処」法案を決定した。法案成立に先立ち、14日には現行自衛隊法の「海上警備行動」に基づき自衛艦2隻が出港し、新法成立後は新法に基づく活動に移行するものとされている。

もともと海賊という犯罪行為は警察行動で対処すべきものであり、国民の批判を無視して自衛隊を強引に派遣するのは、海賊対策にかこつけて、アメリカが求める自衛隊の海外派兵を強化・拡大するためのものである。「海賊対処」法案は、これまで基本的に「生命・身体の保護」のために限っていた武器使用を、「任務遂行のため」に拡大している。自衛隊のイラク派遣を「海外での武力行使になる」とした名古屋高裁の違憲判決に照らしても、憲法に真っ向から違反するものである。

ソマリア沖の海賊問題の背景には内戦問題があり、憲法9条を持つ日本は、ソマリア平和と民生支援の平和外交で、積極的な役割を果たすことこそが求められている。

よって、国におかれては、ただちに自衛艦を撤退させるとともに、「海賊対処」法案は強行しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

介護労働者の処遇改善を求める意見書（案）

厚生労働省の社会保障審議会「介護給付費分科会」は、昨年12月26日、今年度の介護報酬改定を3%引き上げるという答申を行った。今回の改定の特徴は、大きな社会問題となっている介護人材確保問題への対処とされている。

しかしながら、多くの施設は、「今回の改定は、前回改定のマイナス分を埋める程度にしかない」、あるいは、「加算が受けにくい」としており、改定の目的である介護労働者の処遇改善が実現するかどうか、極めて不明確な状況である。

低い賃金と劣悪な労働条件のために、夢と希望を持って介護の仕事を選んだ職員が多数離職し、介護労働者の平均月額賃金は約20万円で、一般労働者と比較しても10万円も低い水準である。また、昨年12月に発表された厚生労働省「介護福祉士等現況把握調査」でも、7割の復職希望者の強い要望は、「給与の改善」となっており、介護職員の処遇改善の確実な実施が求められている。

よって、国におかれては、介護職員の処遇改善のため、緊急に、以下の具体化を行うよう求めるものである。

- 1 深刻な介護人材不足に対処するため、介護報酬単価を一律5%引き上げること。
- 2 介護職員の賃金を3万円以上引き上げること。
- 3 介護報酬引き上げは、保険料の引き上げでなく、国庫負担額の引き上げにより行うこと。
- 4 今回の介護報酬改定については、加算措置ではなく、基礎的部分の引き上げとして実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国民健康保険財政の健全化を求める意見書（案）

今、深刻な経済危機の中で、国民健康保険料の滞納世帯が5軒に1軒に上るなど「払いたくても払えない」事態が広がり、京都府内市町村の国民健康保険財政は厳しさを増している。

この事態の根本原因は、一つには、国保加入者の中で自営業者の比率が下がり、年金生活者や失業者など無職者が増え、当初の制度設計から大きく異なってきたことにある。二つには、国が社会保障の責任を放棄して、国民健康保険財政に対する国庫負担を大きく削減してきたことにある。

市町村の国民健康保険財政を健全化し、被保険者が安心して医療を受けられるようにするためには、国がその責任にふさわしい負担を行うことが必要である。

よって、国におかれては、緊急に国民健康保険への国庫負担率を45%に戻すとともに、市町村国保への財政支援を抜本的に強化するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大学の高学費を解消し、奨学金制度の抜本的拡充を求める意見書（案）

日本の大学の高学費は国際的に見ても異常であり、昨今の経済状況の悪化のもと、大学進学を断念したり、学業を途中であきらめざるを得ない学生が増えている。

高等教育費無償は国連決議にも示されるように世界の流れである。ところが現在の日本における大学の高学費は、日本国憲法で保障されている「ひとしく教育を受ける権利」を奪っており、解消は急務である。

また奨学金制度も不十分であり、日本学生支援機構の奨学金の無利子枠は狭く、さらに機関保証を利用すれば保証料が毎月貸与される奨学金から天引きされ、大学を卒業し、社会人としての第一歩で、奨学金返済という大きな借金をかかえて出発しなければならない。さらに、3ヵ月滞納すれば金融機関のブラックリストに載せられ、住宅ローン等が組めなくなることから、安定した就職が難しいもとので、借りても大丈夫かとの不安が生じている。

よって、国におかれては、高等教育費予算や私学助成予算を増額する等、大学の高学費を解消すると同時に、給付制奨学金の導入、日本学生支援機構の奨学金制度について第1種奨学金（無利子枠）の拡大や、保証料の廃止、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」の義務付けを撤廃する等、抜本的な改善を図られるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

WTO ドーハラウンドに関する意見書（案）

昨年末、世界的経済危機を機に急浮上した世界貿易機関（WTO）ドーハラウンド交渉は閣僚会議も開けないまま中断したが、年明けとともに動きが始まり、7月をめどに妥結を図ることとされている。

交渉のベースは昨年7月に決裂した閣僚会議の議長案であり、重要品目を6%とする代償にミニマムアクセス米の大幅増を求めるものである。その量は114万トンに達するとされており、生産調整に直接影響を及ぼすことはもちろん、日本農業に大打撃を与えることは明らかである。

わが国の食料自給率は、わずか40%であり、大問題となっている汚染米も8割がミニマムアクセス米から検出されていたため国民の不安も広がっており、米などの農産物の自給率引き上げは国民的合意となっている。政府も、自給率50%以上を目指すことを表明しており、その実現のためにも議長提案を断固拒否する責任がある。

よって、国におかれては、各国の自給率向上の願いに全く反するWTO多角的貿易交渉の議長案を拒否するとともに、公正な貿易ルールづくりを目指すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

京都府議会2月定例会閉会本会議(3月24日)での意見書案の採決結果

	意見書案名	提出会派	採決結果	共産	自民	民主	公明	創生
1	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	×	○	○	○	○
2	肝炎対策のための基本法制定を求める意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	○	○	○	○	○
3	細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期接種化等を求める意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	○	○	○	○	○
4	子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	○	○	○	○	○
5	障害者雇用対策の充実に関する意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	○	○	○	○	○
6	中山間地域等直接支払制度の継続と充実を求める意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	○	○	○	○	○
7	「緑の社会」への構造改革を求める意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	○	○	○	○	○
8	臨床研修制度の見直し案に関する意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
9	医師臨床研修制度改革に関する意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	○	○	○	○	○
10	労働者派遣における法令遵守と法改正に関する意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
11	派遣労働者等非正規労働者の雇用・就業対策の強化を求める意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	○	○	○	○	○
12	気候変動を回避するための「気候保護法」の制定を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
13	低炭素社会形成のための基本法制定を求める意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	○	○	○	○	○
14	自衛艦のソマリア沖派遣に関する意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
15	介護労働者の処遇改善を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
16	国民健康保険財政の健全化を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
17	大学の高学費を解消し、奨学金制度の抜本的拡充を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
18	WTO ドーハラウンドに関する意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×

○:賛成、×:反対

共産=日本共産党議員団 自民=自由民主党議員団 民主=民主党議員団 公明=公明党議員団 創生=京都創生フォーラム

京都府議会2月定例会閉会本会議(3月24日)での請願の審査結果

請願番号	請願名	請願者	紹介議員 会派	審査結果	共産	自民	民主	公明	創生
212	地元建設業者の健全育成および、雇用促進を求めることに関する請願	全京都建築労働組合 執行委員長 田辺正男	共産	不採択	○	×	×	×	×
213	介護職員等の処遇改善に関する請願	京都医療労働組合連合会 執行委員長 森田しのぶ ほか2人	共産	不採択	○	×	×	×	×
214	大学生への修学支援制度創設を求めることに関する請願	学費ゼロネット 代表 福田耕	共産	不採択	○	×	×	×	×
215	大学における高学費問題の改善に関する請願	学費ゼロネット 代表 福田耕	共産	不採択	○	×	×	×	×
216	中山間地域等直接支払制度の継続・充実に関する請願	京都府農業会議 会長 草木慶治	自民・民主 公明・創生	採択	○	○	○	○	○
217	地域の建設産業の健全な発展及び地域の活性化に関する請願	社団法人 京都府建設業協会 会長 岡野益巳 ほか2人	自民・民主 公明・創生	採択	○	○	○	○	○
218 ~ 242	国庫負担増額と市町村国保への補助金増額を求めることに関する請願 ほか24件	京都民主医療機関連合会 会長 尾崎望	共産	不採択	○	×	×	×	×
243	国庫負担増額と市町村国保への補助金増額を求めることに関する請願	中京生活と健康を守る会 代表 大林稔	共産	不採択	○	×	×	×	×
244 ~ 255	国庫負担増額と市町村国保への補助金増額を求めることに関する請願 ほか11件	全京都生活と健康を守る会連合会 代表 平本克行	共産	不採択	○	×	×	×	×
256	国庫負担増額と市町村国保への補助金増額を求めることに関する請願	全日本年金者組合京都府本部 代表 今井康雄	共産	不採択	○	×	×	×	×
257 ~ 269	国庫負担増額と市町村国保への補助金増額を求めることに関する請願 ほか12件	全日本年金者組合中京支部 代表 大林稔	共産	不採択	○	×	×	×	×
270 ~ 282	国庫負担増額と市町村国保への補助金増額を求めることに関する請願 ほか12件	京都府商工団体連合会 会長 伊藤邦雄	共産	不採択	○	×	×	×	×

※ 212番、217番の2つの請願は、総務、建設交通の2常任委員会に付託された。